

別紙2(第2(2)④関係)

留意事項

本キャンペーンの実施に当たり、店舗・施設は、次のことについて同意の上、協力するものとする。

1 費用

キャンペーンの実施に係る費用の負担は、次のとおりとする。

(1)景品等

景品の用意及びその提供に係る費用は、すべて協力店の負担とする。

また、提供する景品類の価額は1口200円(税込)相当額を上限とする。

協力店は、景品の内容、提供条件その他景品の提供に関し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)その他の関係法令を遵守し、自己の責任において景品を提供するものとする。

(2)キャンペーン資材等

キャンペーン資材の制作や協力店への配送、その他キャンペーンの運営に係る費用は、県の負担とする。

(3)県が貸し出す血圧計

血圧計の購入及び配送(県の都合による返却を含む。)に係る費用は、県の負担とする。

血圧計が故障または破損した際の修繕費用等は、協力店の責めに帰する場合を除き、県が負担する。

(4)その他

その他、不測の事態等による費用の負担は、県と協力店が協議の上、決定する。

2 店舗・施設に関する情報の公開

店舗・施設が応募時に提出した「協力店の名称」、「所在地」、「景品の内容(添付画像がある場合には当該画像)及びURL(掲載を希望する場合)」については、キャンペーンの広報に必要な範囲において、公開する。